

評価細目の第三者評価結果

(保育所、地域型保育事業)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	春日部市立保育所の保育理念、保育方針、保育目標に基づいた「全体的な計画」を作成し、実施しています。職員に対しては自己評価面談を通じて理解度を把握し、具体的に出来ていること、出来ていないことについても確認し合っています。 保護者に対しては、入所説明会で配布している「保育所のしおり(重要事項説明書)」に明記しています。さらに、説明を通して周知し、毎月発行している「保育所だより」でも各クラスの掲示にも分かりやすく掲載しています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	設備面に関して、施設の安全確認を毎日実施しています。専門業者による施設点検も実施しています(遊具点検を年1回、害虫駆除年2回)。修繕箇所を発見した場合は、市の保育課に報告し、順次修繕を実施しています。計画的な修繕計画の他にも、緊急事案については保育課が適宜対応しています。 また、環境・経営分析を実施し、保育士と情報共有をしています。具体的には、保護者からのアンケート調査や保護者との懇談会(年2回)を通じて、要望・課題を抽出し、その内容を掲示しています。新規の要望・課題については、保育所長会議で議題にあげています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	保護者へのアンケート調査や懇談会を通じて抽出された要望・課題をもとに、以下のような具体的な取組を行っています。 ・春日部市の予算配分の中で、保育に必要な教材(玩具、運動遊具、製作用品、絵本など)、生活に必要な消耗品などの計画的な購入 ・アレルギーや個別支援の必要な子どもに対しての配慮について、職員間での共通理解と情報共有 ・保育内容の充実を図るために職員間での情報交換やマニュアルの確認 ・課題や改善策の提案などを職員会議や保育所長会議で実施 ・感染症対策や防災用品などの事前準備と即時対応できるための環境整備の実施 ・新型コロナウイルス感染症対策として、園児の感染予防対策、保護者対応の改善(飛散防止フィルム、パーテーション、フェイスシールド着用など)の実施

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	春日部市の定めている、2018年度(平成30年度)から10年間にわたって総合的かつ計画的な市政運営の指針となる「第2次春日部市総合振興計画」があります。この計画のもと「春日部市子ども・子育て支援事業計画」が作成され、子ども・子育て支援事業計画に基づいて運営しています。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	子どもが安全に過ごせる環境を達成するため、春日部市の公立保育所共通の各種計画(全体的な計画、保健計画、防災計画、食育計画、研修計画)を立案しています。これらの計画は年度ごとに見直しを行い、第5保育所の全体的な計画をもとにして各年齢ごとの年間保育計画、月間指導計画・個別計画、週案を作成しています。ハード面についても市と連携して予算立てを行い、順次整備計画を立てています。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	指導計画立案、実施、反省評価のサイクルで保育の振り返りを次に活用するよう努め、記録は全職員が確認しています。また、計画を立案する際には目的を明確にし、方向性を定めています。昼礼や職員会議で報告し、課題についてはクラスだけで抱えず、所長・上席・他クラスの職員と共有し、改善策を立てています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	保護者へ向けたお便りや掲示を通して、保育計画、実施状況などを知らせています。しかし、ハード面における実施計画については情報提供が出来ていません。今後はハード面における実施計画の情報提供まで行うことを期待します。各行事に関することは、年間行事予定表を配布し周知しています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	各行事について実行委員を組織し、実行委員を中心に話し合いを進めています。その進め方としては、まず実行委員が各クラスの意見を持ち寄り、委員会で検討したものをクラスに持ち帰ります。その上で、職員全体でアイデアを絞り、子どもを第1に考えた行事内容にしています。また、保健指導計画を一覧でまとめた資料を作成し、目標や保護者への留意点などについても記載しており、組織的な取組を実施しています。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	保育反省(ヒヤリハット報告)会、各行事の実行委員会、ケース会議、それぞれにクラス1名ずつ参加し、保育の振り返りをした上で、評価・反省を行っています。改善点については、職員全体に周知しています。また、年齢ごとの月間指導計画についての評価・反省を行い、翌月に活かすようにしています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>保育所全体（各クラスの保育の様子、子ども達や職員の様子、送迎時の保護者の様子、健康・安全面、施設面など）を把握し、気づきや改善など適宜対応するよう努めています。管理者は各職員との年3回の面談を設けており、所長は人間関係等の全般の事について、上席は業務関係の事について、それぞれ役割を分けて面談を実施しています。面談を通して、自己評価や業務目標の達成に向けた助言や働きかけを行っており、職員からの提案も積極的に取り入れるようにしています。</p> <p>また、所長は保育所長会議に参加して情報共有し、その会議の内容を保育所職員へ周知しています。保育現場の課題があれば、保育所長会の議題にあげ、改善策を検討するよう努めています。</p>
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>春日部市公立保育所マニュアルについて、保育所長会で確認、見直しを行っています。マニュアル改正時には、根拠を含めてわかりやすく説明しています。</p> <p>また、上席を中心に安全管理、健康管理、防災への取組などについて読み合わせを行い、実践につなげています。</p>
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>全ての職員が同じ姿勢で、保護者や子どもと向き合えるよう方針を明確にし、助言・指導に努めています。</p> <p>保育所に求められている保護者のニーズを考慮しながら、子どもの気持ちに寄り添い、受け入れるようコミュニケーションを大切にしています。様々な職員・保護者がいる中で、多様な意見も出てきます。全ての意見を反映させることが難しい現状もありますが、今後は可能な限り反映していくことを期待します。</p>
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>保護者の意見や要望に耳を傾け、保育課と連携を取り、施設・設備の改善を行っています。保育内容や行事については、検討事項や課題を明確にし、例年通りにならないように職員のアイデアを引き出す助言をしています。</p> <p>職員のアイデアを引き出すことで、納得感を持たせ、モチベーションを向上させるよう工夫しています。</p> <p>また、多くのアイデアを引き出すために、昼礼会議、職員会議等、多くの意見交換の場を設けています。会議では、決まったことを確実に実行しているかを抜き打ちチェックをする仕組みを設けています。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	「春日部市職員採用事務規則」に基づき、春日部市人事課が職員の採用をしています。フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の採用については、広報や市の公式ホームページなどで広く募集しています。正規・非正規、上席それぞれの役割やスキルを身に付け、保育業務を活性化させていくためのキャリアパスチェックシートを作成しています。 ただし、異動時には職員の基本的情報の交換は行っていますが、キャリアパスチェックシートの交換までは、現在のところ実施していません。今後は、より人材確保・定着を目指すため、人材キャリアパスチェックシートも含めての情報交換をするなど、市単位での総合的な育成計画を期待します。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	配属に関しては、春日部市人事課が人事管理しており、配置基準を満たしています。保育所内の担当に関する人事管理は、所長が行っています。経験年数や保育スキル、人柄などを考慮しながら、1年間の各クラスの保育と保育所全体がバランスよく進められるように管理しています。 今回、実施した職員アンケートの結果より「必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されているか」との問いに対して「出来ている」と回答した職員は18.7%となり、他の項目と比べて低い結果となっています。この結果から、職員間には人員の不足感がみられます。今後は様々なアイデアを出し、職務の段取りを見直すことで、効率性を向上させていくことが出来れば、人員の不足感も緩和されるでしょう。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	年度末の市からの内示後、職員ごとにクラス担任の意向を第3希望まで記入し提出しています。これを踏まえて、所長が各自の意向やスキルを考慮してクラス担任を決定しています。事務作業の多い時期は、交代で事務に専念できるように努めていますが、常時可能ではない状況です。また、職員それぞれで職務の段取りが異なるので、各クラスの保育体制や時間の使い方が課題となっています。今後は保育内容だけでなく、上手な職務の進め方について職員間の意見交換や情報共有が必要となってきます。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	春日部市の人材育成推進制度に基づいて、年度当初に組織目標から各自の目標までを設定し、業務の中で実践しています。目標設定後、所長や上席に進捗状況を報告する中間面談、目標達成度を評価する期末面談を実施しています。個人の目標となっている内容については、職場内研修OJTで講師役となることで学びを深めています。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	春日部市公立保育所の研修計画に基づき、外部研修や春日部市人事課主催の研修のほか、公立保育所内での実技研修(乳幼児救命講習、エビペン講習、絵本の読み聞かせ、リズム運動講習など)を行っています。今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、外部の研修には参加できていません。職場内研修OJTで主任、上席保育士が講師となり、学び合えるよう計画を立て実施しています。また、今後はキャリアパスチェックシートの情報を保育所間で共有することで、市単位で保育士の育成をしていく工夫が必要です。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	年1回開催している保育講座には全職員で参加しています。その他、人事課による階級別研修、県・東部地区保育士会、社会福祉協議会主催の専門研修など、希望者を募り各自で参加しています。公立保育所主催の講習会は3年ごとに受講できるよう計画しています。また、研修参加者の報告や資料を通して全職員に還元しています。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育課が受付窓口となり各学校の申請受付、保育所の状況に応じて受け入れを決定しています。保育所では、上席が実習担当者となり、実習生受け入れマニュアルに沿って対応しています。事前オリエンテーション後、クラス配置を行い、日々の実習記録に目を通し、その都度指導をしています。実習最終日には、反省会を行い、振り返りをして意欲向上及び育成につなげています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	春日部市公式ホームページには、市民に向けた情報公開をしています。保護者に向けては、毎月発行の「保育所だより」や保育所通信などで各クラスの様子を写真を掲載して掲示し、保護者にもわかりやすいような情報公開に努めています。しかし、利用者アンケートの結果より「年間保育や行事には、保護者の要望が活かされているか」との問いに対して、「はい」と回答した保護者が40.5%と低い結果となりました。今後は情報公開にとどまらず、保護者の要望を可能な限り反映していくことも必要です。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	春日部市及び埼玉県の行政監査を定期的に受け、指摘事項について迅速な対応を行っています。保護者には、保育所の取組を事前に周知し、経過や結果を掲示やお便りで知らせています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域交流事業として、地域の子育て世代の方や、プレママの方と一緒に遊ぶ「地域交流会」を毎年(年間20回)実施しています。遊びの場を提供するとともに、子育ての相談などを受けたり、保育士の復職を考えている方にも保育所の様子を見学してもらう機会を設けています。また、中学生の職場体験事業「3DAYチャレンジ」も受け入れています。世代間交流会では、入所児童の祖父母や地域の方を招いてふれあいを楽しみながら、地域との関わりを広げています。しかし、今年度は検討を重ねた上、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、交流事業全般の中止を決定しています。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	「ボランティア受け入れ対応マニュアル」に基づき、市民や団体を受け入れています。関係機関へ事前に事業計画と「市民活動総合保障制度」に登録・申請をし、活動名簿を利用して依頼しています。現在、ボランティアの方の登録者数は多くなっていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響でボランティアの方に依頼は行っていません。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	春日部市保育課に報告・相談の上、こども相談課や児童相談所、嘱託医、保健所、小学校等と必要に応じて連携を図っています。子どもの安全に関すること、緊急を要することは直接関係機関に連絡し、迅速な対応に努めています。また、年に3回、心理士の方が巡回支援に来ることになっており、職員に報告・助言、研修を実施しています。この連携により、実際に問題が解決する事例もあります。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	年間20回、実施している地域交流会（予約不要、無償）では、遊び場の提供、季節に合わせた製作や遊びなどの体験や紹介をしています。また、身体測定、参加した保護者の子育て相談等も受け付けており、保育所の役割として子育て家庭の支援につなげています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	子育て電話相談や保育所見学を随時受け付けています。見学では、育児や入所に関する相談にも対応しています。子ども相談課主催の子育てサロンに職員を派遣し、遊びの提供も行っています。一時預かり事業では、事前予約と面談により、保護者の希望する日に8時半から16時半の時間内で保育及び食事の提供を行っています。出産や通院などの理由で利用する家庭が多く、希望日に受け入れできる体制を整えています。また、一時預かりや見学时などの際に、保護者との会話の中でニーズの把握をするようにしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「保育施設職員ハンドブック」を利用し、保育士としての心得や専門性の向上に努めています。具体的には、年度初めに職員同士で読み合わせをして、どのような保育を提供しているのか、話し合いをしています。さらに、年度の途中でも適宜読み合わせをするようにしています。しかし、保育施設職員ハンドブックは、常勤のみしか所持していません。非常勤職員については、チェックシートを通して理解度の評価をするようにしています。また、職員が接遇研修に参加するなど、保護者との対応の見直しを行う機会を設けるようにしています。保護者からの疑問点や意見を受け止め、朝礼、昼礼、職員会議で情報共有するとともに、保育所としての役割や支援の方法、方向性を示し、職員全体で考えています。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	様々な家庭の事情を踏まえ、個人情報に関する事柄には十分配慮して対応をしています。個人情報に関する書類や写真掲載の可否については、細かく規定に定めています。入所の際に、保護者に規程を説明して、取り扱いの同意書を提出していただいています。園児に対しては、外部からの視界を遮るため、プールの着替え時は部屋をカーテンで締め切り、おねしょ時も他者に分からないようにプライバシーを守るよう配慮しています。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	春日部市公式ホームページに保育所の情報を掲載しています。また、電話での問い合わせや見学の受け入れなども随時行っています。見学時には「保育所のご案内」を配布し、施設を案内しながら保育所の概要を説明し、質問に回答しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所申請時に配布する「保育所施設等のご案内」を利用し、説明を行っています。保護者からの問い合わせや申し出があった際には、必要書類を用意し、説明を加えて渡すようにしています。また、入所が決定した際は、入所説明会にて保育時間や持ち物などについて、実際の見本を示しながら説明を行っています。保育所は保護者に対して、サービスについて分かりやすく伝えようとしています。今後、サービス内容次第では、市が丁寧な説明をすると保護者の納得感はより高まるでしょう。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内公立保育所から移行する場合は、関係書類を引き継いで、継続したサービスが受けられるようにしています。その他の施設から移行してくる場合も、保護者の意向を聞きながら出来る限り現行サービスの継続に努めています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	春日部市保育課が実施している保護者アンケートの意見・要望を受け止め、できる限りの対応に努めています。実際の事例として、アンケートの要望を基に廊下の張り替えを実施しています。日頃から、職員は保護者と接する短い時間の中でニーズに気づけるよう努めています。また、不定期に実施している保護者アンケートの内容については、職員間で情報共有し、保育サービスに反映するよう努めています。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情受付窓口を事務所とし、上席が窓口、所長が対応・解決として、掲示で保護者に周知しています。また、「苦情対応マニュアル」に基づいて、第三者委員会を設置しています。しかし、第三者委員会の構成委員については福祉部生活支援課の3名と決まっています。これを機に、実際に委員会が機能しているかを確認すると良いでしょう。第三者委員会をより機能させるために地域住民の方を採用するなど、委員を適正に選定していくことを今後期待します。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	送迎時の会話や連絡帳を通して、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。特に、送迎時には保育所での出来事について、保護者に伝えるとともに保護者や子どもの表情から心情に早く気づけるよう努めています。また、掲示やお便りを通して、問い合わせに対応する姿勢を示しています。年3回の懇談会では、保護者が落ち着いて話をしやすい環境を整えるため、時間調整を行って実施しています。以上のように、保育所として保護者とのコミュニケーションを大切にしています。一方で、今回実施した利用者アンケート調査の結果から、保護者としては意見・相談がしにくいと感じているという回答が散見されました。今後は、保護者が意見・相談をしやすい環境作りをすること、コミュニケーション・ツールを活用するなどして、相互にやり取りが出来る仕組み作りをすることを期待します。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの意見は所長が報告を受け、事実確認、状況確認をしています。その上で、保護者の気持ちに寄り添いながら職員と話し合い、迅速に解決するよう努めています。内容によっては保育課に相談したり、保育所長会で情報共有を行い、公立保育所全体の問題として改善につなげています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>「安全管理マニュアル」に基づき、遊具等の点検を週1回実施しており、使用前にも各クラスの担任が点検しています。 子どものケガに関することは、処置記録簿に記録しています。昼礼の際に、ヒヤリハット事例を報告し、保育所全体のケガの再発防止のための改善策を立て、対応しています。具体的には、ヒヤリハット・マップを作成し、職員全員が所内の危険な場所を一目で認識できるようにしています。事故発生時には即座に受診させて、アクシデント・トラブルレポートを作成し、保育課へ報告しています。さらに、公立保育所全体で情報共有し、同様な事故の再発防止に努めています。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づき、登所時の健康観察（視診、検温、家庭からの連絡、投薬の有無など）を実施しています。日中の変化に気づいた際には保護者に連絡し、感染症などの早期発見に努めています。 発熱時や感染が疑われる場合には、可能な限り事務所（医務室）で保育しています。また、感染症の流行時期には、日常の保育所内の清掃、消毒をより徹底実施しています。保護者に対しては、感染症情報とともに保育所での対策を掲示等で知らせています。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「防災・防犯マニュアル」、BCP計画（事業継続計画）、消防計画書を作成し、自衛消防訓練（年2回）、避避難練（毎月2回）、消火訓練（毎月1回）を実施しています。地震・火災・水害・竜巻・不審者などの災害等を想定した対応を職員に周知しています。災害時の備蓄についても常時準備（3日分）をしています。さらに、引き渡し訓練を実施し、保護者との連携を確認したり、災害伝言ダイヤルの利用体験を周知し、昨年度は約半数の家庭が体験しています。これまで職員の防災対応に弱みがありましたが、現在チェックシートを作成し、さらに対応を強化しています。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市の定める「春日部市立保育所運営規程」に基づき、マニュアルや「保育所のしおり」を作成しています。「保育所のしおり」には、重要事項説明書が含まれており、保護者全員に配布しています。また、保育所では「保育目標」を玄関に掲示しています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「運営規程、マニュアル、保育所のしおり」等は、公立保育所の所長会議にて定期的に現状の課題の見直しを行い、改定を行っています。感染症予防に関する対策は、市役所からの通知と所長会議の情報を共有し、早急に対応するように進めています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	保育所の入所面接時に「入所児質問票」、入所時に「入所児調査票」「健康診断」など各資料の提出を頂いています。通常は、ヒアリングシートに基づいて、子どもの状態と発達などを把握して保育にあたっています。今年度は個別対応にて把握しています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	保育所の年間保育指導計画に基づき、各月の保育指導計画を作成し、子どもの成長に合わせた評価と反省をして翌月の支援計画に繋げています。3歳未満児は、毎月の振り返りと評価の見直しを行っています。3歳以上児は、各期に振り返りと評価の見直しを行っています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育内容に関する記録は、「業務日誌」「保育の記録」などに記載しています。定期的に昼礼を行い、保育内容の振り返り・ヒヤリハット等の情報共有を行っています。また、職員会議を月に1回行い、所長会議の内容や行事の方向性を確認・共有するようにしています。さらに、保護者との送迎時の情報は、「連絡ノート」などを活用して担任から引継ぎをしています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報、施錠のできるキャビネットに保管しています。鍵の管理は、キーボックスで管理しています。災害時には、「入所児童票」「引き渡し連絡票」などを防災リュックに入れて避難ができる状態にしています。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	保育所の理念は玄関前に掲示し、保育所の入所説明で保護者にしています。また、毎月発行の「保育所だより」には、指導計画や月の行事も載せており、保護者に手渡しています。さらに、職員には、毎月の職員会議や研修時に春日部市の保育理念や目標、保育所の方針を共有しています。これらの理念や目標は、全体的な計画に反映しています。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	子どもが心地良く過ごす環境は、安心安全で生活しやすい環境でなければなりません。老朽化に伴い、今年度は、廊下の床の張り替えを実施するなど、必要度の高い箇所から修繕を行っています。一方で、各クラスの部屋からの所庭に出る際にコンクリートの階段が3段あります。大人にとってはわずかな段差ですが、子どもにとっては配慮が必要な環境になります。新型コロナウイルス感染症予防に対応する衛生面への配慮は、速やかに進めています。衛生面への配慮と同様に、設備や構造などの安全面に関する対応に期待します。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	子どもの成長発達を把握し、各担任や職員が確認し合って「保育所保育指針」や春日部市の保育理念に基づいた保育を展開しています。子どもの姿には、生活習慣の獲得の基本である生活リズムを整えるようにしています。保育士は、生活年齢と共に集団生活と子どもの気持ちの育ちを表現できるようにしています。また、設定保育の過程にも子どもの声を聞きながら行うようにしています。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	基本的な生活習慣は、日常の生活内容の確認と把握から、子どもの成長発達に合わせて指導しています。具体的には、トイレトレーニングは、子どもの排尿間隔を確認し、膀胱の機能が高まる頃から進めています。家庭の事情等を確認し、相談しながら行っています。食事時箸の使用など道具を導入する際には、遊びの中に取り入れてから進めています。また、手洗いや着替えなどは衛生面の大切さを伝えながら行っています。特に新型コロナウイルス感染症予防対策では、子どもが自発的に手の消毒をするなど、家庭と協力しながら指導を行っています。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	子どもの遊びには、描画や絵本などの静的な遊び、歌や楽器など身体を動かした動的な遊びをバランス良く取り入れています。「リズム運動」は、子どもの心身の発達を促進するために回数を多く導入するようにしています。大脳生理学より取り入れているこの運動は、子どもの心身の発達のバランスを整えることに役立っています。一方で、子どもの成長発達での設定保育も取り入れています。3歳以上児のクラスは混合クラスになっています。今後は、子どもの主体性を尊重した各年齢ごとの保育を展開する環境整備を期待します。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子どもの一人ひとりの成長発達に沿った生活リズムと離乳食の導入を行っています。午前中に眠る2回寝や離乳食にするなどの生活リズムに対応し、午睡が1回になり、離乳食から刻み食へと進めています。遊びの面では、動き始めの時期となり、危険のない環境を設定しています。また、遊具での遊びも安全であるものを選び、衛生面では定期的に消毒と清掃を実施しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児(1・2歳児)の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児は、生活と言葉を覚えて自我の成長を促す養護を踏まえ、教育面への配慮をしています。着脱への意識と脱ぎ着を楽しんでできるようにタオルなどのたたみ方、ごっこ遊びを通して手や指の動かし方が細やかにできるようにしています。3歳未満児の気持ちに寄り添いながらも、できる自信もつけるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>3歳以上児のクラスは混合クラスになっています。保育所の年間指導計画では4歳児についての記載がありますが、担当者によっては保育内容が異なっています。3歳以上児のクラスを異年齢児保育とするには、目標を持った支援計画を別途作成することを期待します。また、4歳児の保育は、保育所の指導計画に則り、期ごとの指導計画の策定と実践を望みます。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>当保育所では、配慮を要する子どもへの支援のため、定期的な巡回指導を受けています。巡回指導員には、事前に相談したいことや子どもの様子を資料で提出しています。また、視察後に子どものカンファレンスを行い、保育や支援に活かしています。しかし、巡回指導員からは口頭での指導で、その内容を書類で残してはいません。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児と3歳以上児に分かれて安全に配慮して早朝・延長保育を実施しています。全職員がローテーションで早朝保育と延長保育の担当することで、一人ひとりの様子が分かり、関わりを持つように配慮しています。また、早朝保育においては乳児と幼児にクラスを分けて、仮眠をとったり、補充ミルクを飲んだりして、心地よく過ごせるように配慮しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校からの情報提供の場とする「幼少保連絡協議会」があり、関係する職員が集まって情報交換を行っています。5歳児は、近隣の小学校が主催する1年生との交流会に参加し、学校を知る機会を得ています。また、年明けからは、小学生になることを意識し、規則正しい生活を促すため、午睡のない保育を提供しています。さらに、保護者に「3つのめばえ」を基に、子どもの様子を確認してもらいます。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づいて健康管理をしています。入所時に保護者から既往歴等の健康についての情報を得ており、健康管理を定期的に行います。健康面の配慮を要する子どもは、名前とその症状と対応方法を記録しており、全職員が一人ひとりに対応できるようにしています。さらに、体調の変化を起こした子どもは、事務所の静養室で身体を休めて、保護者への情報と指示を得てから対応をしています。これらの内容と処置については、すべて記録簿に記載しています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断や歯科検診を定期的に行っています。乳児においては、毎月身体測定があり、幼児は年に2回行っています。この健康診断や検診の結果は保護者に通知しています。また、3歳以上児クラスでは歯科検診を契機に歯磨きに関する指導を行い、担任と食後の歯ブラシを行い、習慣化するようにしています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患の子どもは、入所時に医師の診断のもと、報告を受けて基本除去食もしくは家庭より持参してもらい、対応しています。受診は、年2回してもらい、報告を基に継続するかの確認しています。事前に毎月の献立表からアレルギー源を確認し、保護者に確認してもらっています。子どもへの食事などの提供には、調理室から子どもの口に入るまで、目視と声だし確認の5段階のチェックをし、配膳時にはトレーを別にするなどの配慮をしています。さらに、慢性疾患の子どもには、定期的な受診の報告を受けて保育内容への影響などを聞き取り、保育士は配慮をしながら子どもの成長を支援しています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防のために、パーティションを活用して、楽しい雰囲気ですることができるよう工夫しています。献立は、年間の「食育計画」に基づいて「給食だより」「食育だより」で保護者に情報提供しています。また、「食育教室」では、保育課の栄養士が保育所への巡回指導で野菜当てクイズを取り入れて野菜の臭い、断面を観るなどの触れる機会を設けています。さらに、食に関心を持つように、夏野菜を各クラスで育てます。これを収穫して、3歳以上児はクッキング保育を実施しています。材料の皮むきなど、子どもができる範囲で調理体験をしています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の献立表や行事食を栄養士、調理員、所長が関わって検討し、決定しています。食育と共に子どもたちは楽しんで食事できるようにしています。3歳未満児の離乳食は、子どもの口腔の状態と食物に慣れ親しむ過程を体験させながら進めています。子どもの食事に関しては、事前に所長または上席が調理形態、味つけ、彩どりなどの確認をします。また、アレルギー除去食については、専用のトレーを使用し、目視と声出し確認を行うなどの配慮をしています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a		子どもの保育所での生活が分かるように、連絡帳や送迎時に保護者に伝達をしています。掲示板と保育室の窓にも取組を掲示して、行事や保育所での様子を分かりやすく情報発信しています。また「保育所だより」には、子どもの姿も載せて分かりやすくしています。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a		保護者の声を聴くように職員が対応をしています。特に、子どもの送迎時に保護者との情報交換ができるよう取り組んでいます。時間的に、送迎時に対応できない担任とは連絡帳を利用して保護者との情報交換を行っています。また、毎日、「クラスだより」を掲示し、各クラスの雰囲気が伝わるようしています。さらに、各クラスの窓にもお知らせを掲示しています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a		朝の視診や着替えなどで子どもの身体の傷などを丁寧に診ています。必要に応じて、写真を取り、確認がとれるようにし、子どもの危機や安全を配慮した対応をしています。子どもや保護者に様子を聞きながら、機嫌や表情、親子関係などにも全職員が注意するようにしています。また、所長は子ども相談課など関連する部署に相談をし、対処方法を確認しています。全職員が子どもの虐待に関する研修を受けるようにし、子どもへの権利侵害については早期発見と対応に取り組んでいます。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a		日常の保育に関しては、毎週の昼礼に振り返りを行っており、クラスや保育所全体での確認も行っています。昼礼ではヒヤリハットの報告も行い、子どもへの安全な保育環境の確認をしています。個人の自己評価は、年3回行っています。具体的な保育内容についても、各自で評価と振り返りを行い、書面で所長に提出しています。所長は、職員の声聞きながら職員の学びを確認し、更なる資質の向上に向けた指導をしています。